

# 一般財団法人 新潟県水泳連盟

## 倫理・コンプライアンス規程

### 【目的】

第1条 この規程は、一般財団法人新潟県水泳連盟（以下、「本連盟」という）の組織運営、水泳競技の推進等に係る全ての関係者が、水泳競技を始めとするスポーツの意義と価値に立ち返り、本連盟が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」及び「公益財団法人日本水泳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### 【適用範囲】

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、委員会委員（以下、「役員等」という）及び職員（以下、「役職員等」という）並びに本連盟加盟団体（以下、「加盟団体」という）であり、それぞれの定義は以下のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第10条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第21条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 顧問とは定款第28条に規定する顧問をいう。
- (4) 参与とは定款第28条に規定する参与をいう。
- (5) 委員会委員とは「一般財団法人新潟県水泳連盟委員会規程」（以下、「委員会規程」という）に規定する委員会委員をいう。
- (6) 職員とは「一般財団法人新潟県水泳連盟パート職員就業規程」（以下、「職員就業規程」という）に規定するパート職員をいう。
- (7) 本連盟加盟団体とは、「一般財団法人新潟県水泳連盟加盟団体規程」第2条に規定する加盟団体をいう。

## 【基本的責務】

第3条 役職員等及び加盟団体は、定款第3条に規定する目的を達成するため、関係法令、定款、関係諸規程を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

2 役職員等及び加盟団体は、「公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」及び「公益財団法人日本水泳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践しなければならない。

## 【遵守事項】

第4条 役職員等及び加盟団体は、本連盟の各事業執行にあたり、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 暴力、暴言、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚せい剤等）等の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行わないこと。
- (2) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (3) 個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮すること。
- (4) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしないこと。
- (5) 本連盟の会計は、その行う事業に応じて一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとし、補助金、助成金等の経理処理に関し、同慣行及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項などに基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行わないこと。
- (6) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取ること。
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持たないこと。

**【利益相反の防止及び開示】**

第5条 役職員等は、その職務の執行に際し、本連盟と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本連盟が定める所定の手続きに従わなければならない。

**【倫理・コンプライアンス委員会の設置】**

第6条 この規程の実効性を確保するため、本連盟に倫理・コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、委員会規程に定めるほか、理事会で別に定める。

**【違反者の処分等】**

第7条 役職員等及び加盟団体に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、「一般財団法人新潟県水泳連盟処分規程」に基づき対処する。

**【相談通報窓口】**

第8条 第4条に違反する事実を発見した者は誰でも以下の相談通報窓口にFAX若しくはメールで相談又は通報をすることができる。

一般財団法人 新潟県水泳連盟

FAX 0258-84-7958

メール swimniigata@hotmail.com

**【改廃】**

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

**【その他】**

第10条 この規程に定めるものの他、必要な事項は倫理・コンプライアンス委員会が別に定める。

附則1 この規程は、令和6年3月17制定、令和6年4月1日から施行する。